調査・研究・アンケートに関する申し合わせ

2011 年 5 月 19 日制定
2012 年 6 月 6 日改定
2016 年 3 月 25 日改定
2025 年 8 月 29 日改定

１．学会内に設置された各委員会は，調査および研究の立案を行い，実施内容を検討することができる．
２．各委員会が前項を実施するにあたっては，倫理委員会に倫理申請書を提出する．
３．倫理委員会は，倫理申請書が提出されてから，原則として２週間以内に審査を行うこととする．
４．各委員会の委員長は，前項の審査を経た実施内容を，常務理事会および理事会に報告し，承認を得る．
５．各委員会の委員長は，前項の承認を得た後，実施内容を会員に周知する．
６．各委員会の調査・研究を担当した委員は，得られた実施結果を検討し，報告書をまとめる．
７．各委員会の委員長は，調査および研究が終了した場合，常務理事会及び理事会に，その旨報告する．
８．各委員会の調査・研究を担当した委員は，調査および研究の報告書を，その公開の対象に応じ，事務所に据え置くとともにインターネットにより公開する．
９．会員を対象に公開された調査および研究の結果，報告書を，各委員会の調査・研究を担当した委員，ならびに会員が学術目的（学術集会発表，学術論文投稿，これらに準拠する目的）で利用する場合，所定の様式を以て申請する．
常務理事ならびに常務理事会が指名する委員会委員長は所定の様式を以て審議および転載の諾否を決定し，こちらの結果を理事会に報告する．
10. 各委員会の調査・研究を担当した委員は，調査および研究の結果，報告書を学術目的（学術集会発表，学術論文投稿，これらに準拠する目的）で利用する場合， 委員会内での了承を経て，常務理事会の承認を得るものとし，こちらの結果を理事会に報告する．
11. 各委員会の委員長は，調査および研究の結果，報告書を報道機関に公表する場合，委員会内での了承を経て，常務理事会および理事会の承認を得るものとする．この公表に際しては，委員長と常務理事が同席する．
12. 会員を対象に公開された調査および研究の結果，報告書の全部，かつ一部について，ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）への転載は認めない．
13. この申し合わせの変更は，諸規則制定に関する規程第 4 条（5）に従ってなす．

附　則

１．この申し合わせは 2011 年 5 月 19 日から施行する．